

民法・不動産登記法（所有者不明土地関係）等の改正に関する要綱案のたたき台（4）

第3部 土地所有権の国庫への帰属の承認等に関する制度の創設
（いわゆる土地所有権の放棄）

次のような規律を内容とする、相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する制度（以下「本制度」という。）を創設するものとする。

- 1 ① 土地の所有者（相続又は遺贈（相続人に対する遺贈に限る。以下同じ。）によりその土地の所有権の全部又は一部を取得した者に限る。）は、法務大臣に対し、その土地の所有権を国庫に帰属させることについての承認を求めることができる。
- ② 土地が数人の共有に属する場合における①の法務大臣への申請（以下「承認申請」という。）は、共有者のいずれかがその持分の全部又は一部を相続又は遺贈により取得したものである場合であって、それらの共有者が全員で共同して行うときに限り、することができる。
- 2 1の承認申請をする者（以下「承認申請者」という。）は、承認申請に対する審査に要する実費の額を考慮して政令で定める額の手数料を納めなければならない。
- 3 法務大臣は、承認申請に係る土地が次のいずれにも該当しないと認めるときは、その土地の所有権の国庫への帰属についての承認をしなければならない。
 - ① 建物の存する土地
 - ② 担保権又は使用及び収益を目的とする権利が設定されている土地
 - ③ 通路その他の他人による使用が予定される土地として政令で定めるものが含まれる土地
 - ④ 土壤汚染対策法第2条第1項に規定する特定有害物質（法務省令で定める基準を超えるものに限る。）により汚染されている土地
 - ⑤ 境界が明らかでない土地その他の所有権の存否、帰属又は範囲について争いがある土地
 - ⑥ 崖（勾配、高さその他の事項について政令で定める基準に該当するものに限る。）がある土地のうち、その通常の管理に当たり過分の費用又は労力を要するもの
 - ⑦ 土地の通常の管理又は処分を阻害する工作物、車両又は樹木その他の有体物が地上に存する土地
 - ⑧ 除去しなければ土地の通常の管理又は処分をすることができない有体物が地下に存する土地
 - ⑨ 隣接する土地の所有者その他の者との争訟によらなければ通常の管理又は処分をすることができない土地として政令で定めるもの

- ⑩ ①から⑨までに掲げる土地のほか、通常の管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する土地として政令で定めるもの
- 4 3の承認は、土地の一筆ごとにするものとする。
- 5 ① 法務大臣は、承認申請に係る審査をするため必要があると認めるときは、その職員に事実の調査をさせることができる。
- ② ①により事実の調査をする職員は、承認申請に係る土地又はその周辺の地域に所在する土地の実地調査をすること、承認申請者その他の関係者からその知っている事実を聴取し又は資料の提出を求めることその他承認申請に係る審査のために必要な調査をすることができる。
- ③ 法務大臣は、①の事実の調査を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長、関係のある公私の団体その他の関係者に対し、資料の提供、説明、事実の調査の援助その他必要な協力を求めることができる。
- ④ 法務大臣は、その職員が②により承認申請に係る土地又はその周辺の地域に所在する土地の実地調査をする場合において、必要があると認めるときは、その必要の限度において、その職員に、他人の土地に立ち入らせることができる。
(注) 事前の通知など、立入りの手続に関する規律を設ける。
- 6 法務大臣は、次に掲げる場合には、承認申請を却下しなければならない。
- ① 承認申請が申請の権限を有しない者の申請によるとき
- ② 申請書の内容に不備があるとき又は添付資料（登記事項証明書等）が添付されないとき
- ③ 承認申請者が2の手数料を納付しないとき
- ④ 承認申請者が、正当な理由がないのに、5の調査に応じないとき
- 7 承認申請者は、3の承認があったときは、承認に係る土地につき、国有地の種目ごとにその管理に要する標準的な費用の額を勘案して政令で定めるところにより算定した額（以下「管理費用」という。）を納付しなければならない。
- 8 承認申請者が管理費用を納付したときは、その納付の時ににおいて、3の承認に係る土地の所有権が国庫に帰属する。
- 9 3の承認に係る土地について当該承認の時ににおいて3のいずれかに該当する事由があったことによって国に損害が生じたときは、当該事由を知りながら告げずに3の承認を受けた者は、国に対してその損害を賠償する責任を負う。
- 10 ① 法務大臣は、承認申請者が偽りその他不正の手段により3の承認を受けたことが判明したときは、3の承認を取り消すことができる。
- ② 法務大臣は、①の取消しをしようとするとき（承認申請に係る土地が8の規定により国庫に帰属している場合に限る。）は、8の規定により国庫に帰属した土地（以下「国庫帰属地」という。）を所管する各省各庁の長（当該土地が交換、売払い又は譲与により国有財産でなくなったときは、当該交換等が生じた時に当該土地を所管していた各省各庁の長）の意見を聴くものとする。
- ③ 法務大臣は、国庫帰属地が交換等により国有財産でなくなった場合又は国庫帰属地につき貸付け、信託又は私権の設定がされた場合において、①の取消しをしようとするときは、国庫帰属地の所有権を取得した者（転得者を含む。）及び国庫帰属地に係

る所有権以外の権利を取得した者の同意を得なければならない。

- 11 本制度における法務大臣の権限は、政令で定めるところにより、その全部又は一部を法務局又は地方法務局長に委任することができる。

(注1) 民法に所有権の放棄に関する新たな規律は設けないこととする。

(注2) 国は、3の承認がされた場合には、土地の所有権を所有者から承継取得する(承認申請者が無権利者であった場合には、承継の効果を生じない。)

(注3) 農用地(農地又は採草放牧地をいう。)及び森林については、承認の申請に先立って、既存の法律において整備されている利用権の設定や売却のあっせんなどの仕組みの活用を申し出なければならないものとすることにつき、引き続き検討する。

(注4) 3の承認に当たり、法務大臣が、国庫に帰属した農用地及び森林を管理することとなる農林水産大臣及びその他の土地を管理することとなる財務大臣から意見を聴取する規律を設ける。

(注5) 3の承認後に、承認申請者が管理費用を一定期間内に納付しないときは、承認はその効力を失うものとする。

(注6) 10の取消しの規律は、法務大臣が、承認を取り消し、土地所有権の国庫への帰属(承継)を遡及的に無効とすることができることを前提にしている。

(補足説明)

- 1 土地の所有権の国庫への帰属を認める制度の創設について(本文柱書き、注1)

部会資料48の第1の本文柱書きでは、「国への移転」と記載していたものを、「国庫への帰属の承認」に表現を改めたが、実質的内容は同じである(注2参照)。また、民法に所有権の放棄に関する新たな規律は設けないことについても、部会資料48と同じである。

- 2 行政処分について(本文1①)

土地を国庫に帰属させる行政処分の主体を法務大臣とし、行政処分の呼称を「認定処分」としていたのを「承認」という表現に改める提案をしていること以外は、部会資料48の第1の1と実質的内容は同じである。

部会資料48においては、土地を国庫に帰属させる行政処分の主体を「審査機関」と表記していたが、第19回会議において、国庫帰属の申請件数が相当多数になることが想定されることや承認申請者の利便性を確保する観点から、体制の整備が必要ではあるが、全国各地に拠点をもつ法務局が審査機関として適当であるとの複数の意見があり、反対する指摘はなかった。これを踏まえ、土地を国庫に帰属させる行政処分の主体については、法務大臣とすることを提案している。

なお、本文11に記載しているとおり、法務大臣は、政令で定めるところにより、その権限の全部又は一部を法務局又は地方法務局長に委任することができることとし、行政処分をするに当たって必要となる要件審査等については、法務局又は地方法務局の職員が行うことを想定している。

- 3 国庫への所有権帰属について(注2)

部会資料48と基本的に同じである。

なお、部会資料48の第1の(注2)では、国への土地所有権の移転時期について、国庫帰属の承認をした後に、承認申請者に対して審査機関の通知が到達した時点としていたが、この点については、本文8のとおり、承認後に、承認申請者が本文7の管理費用を国に納付した時点に改めている(後記補足説明11参照)。

4 国庫帰属の承認の申請主体(本文1①)

国庫帰属の承認の申請主体については、相続又は遺贈(相続人に対する遺贈に限る。)により土地の所有権を取得した者としており、その実質的内容は、部会資料48の第1の1と同様である。

5 相続を契機に共有持分を取得した者(本文1②)

部会資料48の第1の(注4)においては、例えば、AがBと共同して土地を購入してこれを共有していたが、Bが死亡してAがその持分を相続し、単独所有となったケースのように、2回以上共有持分を取得した者であって、最初の共有持分の取得が相続又は遺贈以外の原因による者については、国への土地所有権の移転は認めるべきではないとしていた。

これに対して、第19回会議においては、共有持分の相続又は遺贈による取得とそれら以外の原因による取得の順を考慮することに合理性を見出し難い旨の複数の意見があった。

改めて検討すると、上記のAは、少なくともBの持分の取得については、相続を契機としてやむを得ず取得しているのであるから、本制度の趣旨からしても、承認申請の主体として認めることが相当であると考えられる。そこで、部会資料48で提案した規律を改め、最初の共有持分の取得原因によって区別しないこととしている。

6 共有地の国庫帰属(本文1②)

部会資料48の第1の2及び(注4)本文と実質的内容は同じである。

7 手続的要件について(注3)

これまでの部会資料及び中間試案においては、手続的要件として、承認申請をしようとする者は、その申請に先立って、政省令で定める方法により、売却、貸付け等の処分その他の行為を試みなければならないものとすることを提案し、部会資料48の第1の5及び(注5)においては、その試みがされていない場合には、申請を却下することを想定している旨記載していた。

しかし、この試みについて具体的に検討してみると、例えば、売却の試みといっても、売却希望金額により契約成立の可能性は大きく変動するが、適切な売却の試みがされたと認められるための売却金額の設定基準を定めるのは容易ではない。また、一般に、土地を売却するには不動産業者との仲介契約が必要となるが、地域によっては不動産業者の数が少なく、仲介契約をするためのアクセス自体が困難な場合も考えられ、売却が適切に試みられたと認定するための規律を合理的に定めるのは困難である。加えて、本制度を利用して土地を国庫に帰属させるには、土地についての一定の審査手数料や管理費用を納付することが必要であることに照らすと、まずは売却等の処分を試み、それでも引き取り手がない場合にのみ本制度が利用されるのが通常であり、あえて売却等の試みがされたことを要件化する必要まではないと考えられる。

他方で、農用地(農地又は採草放牧地をいう。)及び森林については、その性質に鑑

み、土地を適切に集約して維持し、利用するという政策的観点から、既存の法律（農業経営基盤強化促進法、森林経営管理法等）において、利用権を設定したり、売却をあっせんしたりするなどの仕組みが整備されている。そこで、農用地及び森林については、こうした仕組みをまず利用した上でなければ承認申請できないものとするなど、政策的観点から宅地等とは異なる特別な規律を設けることも考えられるが、それによりこれらの仕組みの実施主体である地方公共団体等の事務及び費用の負担が増加するおそれがあると指摘されていることも踏まえ、引き続き検討を要する。

8 審査手数料について（本文2）

部会資料48の第1の7で、「認定処分申請をしようとする者は、政令で定めるところにより、政令で定める額の審査に係る手数料及び土地の管理に係る手数料を納付しなければならない。」と提案していた。

しかし、改めて検討すると、手数料とは、一般に、国等の機関が特定の者に提供する特定の役務に対し、その費用を賄うため、又は徴収する料金であるとされるが、上記のうち土地の管理に要する費用は、後記補足説明11のとおり、国庫帰属後の土地の管理費用を賄うため、土地の種目や地域の特性に応じた土地の管理に要する実費を勘案して定められるものであり、承認申請者に対して提供される役務についてのものではないため、手数料と同列に位置付けるのは困難と考えられる。

そこで、審査に係る手数料と管理費用とを異なる規律に服させることとし、本文2においては前者のみを対象とし、後者については本文7で規律することとしている。

9 実体的要件（本文3）

(1) 基本的な考え方

承認が認められない土地の類型についての基本的な考え方は、部会資料48と同様であり、比較的客観的・定型的判断が容易である土地の類型を前半に記載して順番を並び替えた上で、一部の表現を改めるなどの修正をしている。

(2) 所有権の国庫帰属が認められない土地の類型

ア 建物の存する土地（本文3①）

部会資料48の第1の6(1)と同様である。

イ 担保権又は使用及び収益を目的とする権利が設定されている土地（本文3②）

部会資料48の第1の6(6)と同じである。

ウ 通路その他の他人による使用が予定される土地として政令で定めるものが含まれる土地（本文3③）

部会資料48では、第1の6(9)で提案していた「管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要するものとして政令で定める土地」という包括的な条項に、地域住民等によって管理・利用され、その管理に当たって多数の者との調整が必要になる土地を含ませることを提案していた。

これに対して、第19回会議において、要件をできるだけ具体的に規定すべきであるとの意見があったことを踏まえ、新たに独立した要件を設けることとし、多数の者との調整が必要になる土地として想定していた土地を「他人による使用が予定されている土地」と表現し、その典型例として通路を例示している。この類型に当たる土地として、部会資料48の第1の補足説明10(2)ケでも記載していたとおり、

ため池、井溝、境内地等が想定され、具体的内容については政令で定めることとしている。

エ 土壤汚染対策法第2条第1項に規定する特定有害物質（法務省令で定める基準を超えるものに限る。）により汚染されている土地（本文3④）

部会資料48の第1の6(4)において提案していた「その土壤の政令で定める有害物質による汚染状態が当該有害物質の種類ごとに政令で定める基準に適合しないと認める土地」と実質的内容は同じである。

なお、部会資料48の第1の補足説明10(2)エにおいては、政令において、土壤汚染対策法第2条第1項に規定する特定有害物質を引用する形で規定することを想定し、また、「政令で定める基準」については、政令において、土壤汚染対策法の環境省令で定める基準（特定有害物質に係る土壤溶出量基準及び土壤含有量基準）と同様の基準を定めることを想定している旨記載していたが、土壤汚染対策法の環境省令で定める基準が変更された場合に、迅速に対応することが必要であることに鑑みると、特定有害物質についての基準は法務省令で定めることが適切であると考えられることから、この点については内容を改めている。

オ 境界が明らかでない土地その他の所有権の存否、帰属又は範囲について争いがある土地（本文3⑤）

部会資料48の第1の6(7)と同じである。本文3⑤の境界は所有権界を意味するが、それが特定されていることを判断するために承認申請者に提出を求める資料としては、土地の区画を現地において明らかにする能力（現地復元性）を備えている登記所備付地図（国土調査において作成された地籍図、土地改良図等の土地所在図、登記所備付地図作成作業により法務局が作成した地図等）や地積測量図が考えられる。これらが存在し、現場に境界標等の明確な目印があり、承認申請者が境界は図面のとおりであり争いがないと述べているような土地であれば、境界の確認に当たって周辺住民からの聴き取り調査までは必要がない場合もあると考えられる。

登記所備付地図が存在しない場合には、地積測量図ほどの精度は有しない図面であっても、国庫帰属後の土地の管理機関が管理を要する土地の範囲を認識できる程度に所有権界が明らかであり、管理費用の算出が可能な程度に地積が示されている図面（例えば、現況測量（境界標や工作物を基に土地を測量して、現況の面積を求めたり、平面図を作成したりする測量をいう。）により作成された図面等）が必要であると考えられる。

なお、登記所備付地図の有無にかかわらず、境界の特定の有無を判断するに当たっては、法務局や関係行政機関の職員が現地調査に赴き、承認申請者が提出する図面を基にして境界の確認を行うとともに、場合によっては周辺住民からの聴き取り等の調査を実施することも想定されており、境界は提出図面のみで特定されるものではないと考えられる。それを前提にした上で、承認申請者にどのような資料の提出等を求めるかについては、承認申請者にかかる費用の負担も踏まえて引き続き検討する。

カ 崖（勾配、高さその他の事項について政令で定める基準に該当するものに限る。）がある土地のうち、その通常の管理に当たり過分の費用又は労力を要するもの（本

文3⑥)

部会資料48の第1の6(3)において「急傾斜地として政令で定める土地」として提案していたものにつき、内容を修正したものである。この類型の土地の国庫帰属が認められないこととするのは、傾斜度のある土地の管理が困難であることが一つの理由ではあるが、それ以上に、崩落により第三者に危険を及ぼすおそれがあり、その予防のために過大な管理の費用と労力がかかることに鑑みてのことであることから、その趣旨を明確にするために「急傾斜地」を「崖がある土地」に改めている。

部会資料48の第1の補足説明10(2)ウにおいては、「急傾斜地」については、一定の傾斜度があることを基礎とすることになるが、土地の性質によって、典型的に急傾斜地が多く含まれる土地もあり、そのような土地については、一定の傾斜度があるからといって直ちに国庫帰属を認めないとするのは相当でなく、政令においてその旨を明らかにすることを想定している旨記載していたが、この考え方は変わっていない。また、例えば広大な土地の一部のみが崖になっており、それが崩落したとしても周辺土地やその住民に悪影響を及ぼさないのであれば、その管理に過大な費用及び労力はかからないものと考えられる。

そこで、崖地については、勾配、高さその他の事項についての基準を政令で定め、その基準を超える崖地が含まれる土地であっても、その通常の管理に当たり過分の費用又は労力を要しないと認められる土地については、国庫帰属を認めることとしている。なお、崖地のうち擁壁等が設置されている人工崖については、その修復等に多大な費用を要する場合が多いため、通常は国庫帰属が認められないことが想定される。

第19回会議においては、急傾斜地のうち急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律等の行政法規の対象とならないものについては所有権移転を認める方向で検討する余地があるのではないかという指摘があったが、本制度は飽くまで所有者不明土地化等を防止する目的で創設されるものであり、国の財政負担にも配慮しつつ国庫帰属が認められる土地の要件設定をせざるを得ないことに鑑みると、管理に当たり過大な費用及び労力を要する崖がある土地については、国庫帰属の対象外とせざるを得ない。崩落により周辺土地に危険が及ぶ可能性が高い崖地については、別途防災の観点から公共事業等により引き続き対処されるべきであると考えられる。

キ 土地の通常の管理又は処分を阻害する工作物、車両又は樹木その他の有体物が地上に存在する土地（本文3⑦）

部会資料48の第1の6(2)と同じである。

ク 除去しなければ土地の通常の管理又は処分をすることができない有体物が地下に存する土地（本文3⑧）

部会資料48の第1の6(5)では「地下に埋設物その他除去しなければ土地の通常の管理又は処分をすることができないものが存在する土地」として提案していた類型と同じである。埋設物は一般に地下に埋まっている物を指し、表現として重複するため、埋設物から「有体物」に表現を改めている。

ケ 隣接する土地の所有者その他の者との争訟によらなければ通常の管理又は処分をすることができない土地として政令で定めるもの（本文3⑨）

部会資料48の第1の6(8)と同じである。

コ 4の①から⑨までに掲げる土地のほか、通常の管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する土地として政令で定めるもの（本文3⑩）

部会資料48の第1の6(9)と同じ内容である。なお、第19回会議でも議論があったところであるが、この類型に該当する土地については政令で定めることとするものの、土地に関連して他の法令違反行為があることをもって直ちに該当するものではなく、法令違反行為により必要となる是正行為に過分の費用又は労力を要するなど、飽くまでも管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要するかどうかにより判断することを想定している。

第19回会議においては、「過分の労力」の内容が分かりにくいとの指摘があったが、例えば、本文3⑨の争訟によらなければ通常の管理又は処分ができない土地については、金銭的費用よりも、争訟のために必要となる資料の準備等の人的負担が重く、このように、「過分の費用を要する土地」という文言では実態を必ずしも表現することができない土地の類型が存在すると考えられることから、「過分の労力」という文言を引き続き用いている。

10 土地所有権の国庫帰属の手続（本文4から6まで、注4）

(1) 本文4は、部会資料48の第1の3と同じである。

なお、本制度においては、本文3⑤で提案しているとおおり、境界に争いが無い土地でなければ承認が認められないこととしているが、ここでいう境界は所有権界を意味することから、本文5の事実調査の過程であえて筆界の特定を確認するものではない。もっとも、所有権の境界と筆界とは通常一致するが、審査の過程の事実調査において、一筆の土地の一部が承認申請者の所有ではないことが明らかになった場合には、申請の権限を有しない者の申請になるため、承認申請は却下されると考えられる。このような場合には、土地所有者は、分筆の登記をした上で改めて承認の申請をする必要があるものと考えられる。

(2) 本文5及び6については、部会資料48の第1の9及び10において「審査機関」と記載していた承認の主体を「法務大臣」に改めたこと以外に実質的な変更はない。

なお、部会資料48の第1の8においては、「審査機関は、認定処分申請があったときは、遅滞なく、国の関係行政機関の長及び認定処分申請地の所在地を管轄する地方公共団体の長にその旨を通知しなければならない。」という規律を設けることを提案していたが、本制度は、相続等により取得した土地を国庫に帰属させるための制度であり、地方公共団体は帰属先ではなく、手続の過程に直接関わるものではないため、地方公共団体の長への通知についての規律は設けないこととしている。

もっとも、本制度は、地方公共団体及び国の機関が承認申請地の寄付受けをすることを妨げるものではなく、土地の適切な利用・管理や国の管理の負担の軽減の観点からは寄付受けの促進はむしろ望ましいことから、運用においては、地方公共団体等に寄付受けの機会を与えるため、法務大臣が地方公共団体等に対して、承認申請についての情報を事実上提供することを想定している。

(3) 法務大臣の承認により国庫に帰属した土地が農用地又は森林である場合には農林水産大臣、その他の土地である場合には財務大臣がそれぞれ当該土地を管理することを想定していることから、法務大臣が、承認に当たって農林水産大臣及び財務大臣から意見を聴取する規律を設けることとするを(注4)に記載している。

11 承認申請地の管理費用について(本文7、8、(注5))

前記補足説明8のとおり、審査に係る手数料とは別に、本文7で承認申請地の管理費用の徴収について提案している。承認申請者は、国庫帰属後の土地の管理に要する費用を審査機関に対して納付しなければならないものとし、具体的な額等については、政令で定めることとしている。

政令においては、土地の種目や地域の特性に応じた土地の管理に要する実費を勘案し、1年あたりの管理に要する費用、承認申請に係る土地の面積、通常想定される管理期間等を考慮して算定した額を管理費用として定めることを予定している。なお、通常想定される管理期間としては、例えば10年間とすることが考えられる。

部会資料48の(注2)では、行政処分の効果の発生時期についての一般的な考え方に従い、処分の通知が申請者に通知した時に処分の効力が生ずることとしていた。

しかし、第19回会議でも指摘があったとおり、承認申請者に対する通知が到達し、処分の効力が発生した時期を国側で確知することは必ずしも容易ではないことを踏まえ、法務大臣の承認の後一定の期間内に、承認申請者が国に対して管理費用を納付したときに、土地の所有権が国庫に帰属することとし、承認申請者が管理費用を一定期間内に納付しないときは、承認が効力を失うこととしている(本文8、注5)。

12 承認を受けた者の損害賠償責任について(本文9)

部会資料48の第1の11では、(1)国庫帰属の承認の時点において、承認に係る土地が、承認が認められない土地の種類のいずれかに該当していたことによって国に損害が生じたときは、承認を受けた者がこれを賠償する責任を負うものとしつつ、その土地が同種類のいずれかに該当していたことにつき、その者が善意でかつ重大な過失がなかったときは、この限りでないものとする、(2)その損害賠償の請求権は、承認がされた時から10年間行使しないときは、時効によって消滅するものとするを提案していた。

しかし、改めて検討すると、法務大臣が事前に要件審査を行い、承認が認められない土地の種類に該当しないものと判断して承認をしたが、その後、この種類の該当性について事実誤認があったことや、その評価が誤っていたことが事後的に判明した場合にも、国が承認を受けた者に対して損害賠償請求をすることができるものとするのは、法務大臣の判断誤りのリスクを承認を受けた者に負わせ、行政処分への信頼を事後的に覆すことになりかねず、必ずしも公正ではないと考えられる。他方で、承認申請地が、承認が認められない土地の種類に該当することを認識していながら、これを告げずに承認を受けた者を保護する必要はない。

そこで、本文9では、承認に係る土地がその承認の時に本文3のいずれかに該当する事由があったことによって国に損害が生じたときは、国は、その事由を知らずら告げずに承認を受けた者に対してのみ損害賠償請求をすることができるものとしている。

なお、部会資料48の第1の11では、承認を受けた者を長期間にわたり損害賠償請求を受け得る不安定な立場に置くのは妥当ではないという観点から、会計法第30条の特則として、国の損害賠償請求権の起算点を承認時に固定した上で、10年間行使しないときは時効によって消滅するものとするを提案していた。しかし、上記のように損害賠償請求の相手方を悪意者に限定するのであれば、会計法の特則を設けてまで承認を受けた者を保護する必要はないと考えられることから、特別の規律は設けないこととし、会計法第30条の規律に委ねることとしている。

(参考)

○ 会計法（昭和22年法律第35号）

第30条 金銭の給付を目的とする国の権利で、時効に関し他の法律に規定がないものは、これを行
使することができる時から五年間行使しないときは、時効によって消滅する。国に対する権利で、
金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

13 承認の職権取消し（本文10、（注6））

(1) 部会資料48の第1の12においては、①承認の時点において、承認が認められない土地の種類のいずれかに国庫帰属地が該当していたことが判明したとき、②不正の手段により承認を受けたことが判明したときに、審査機関が職権で承認を取り消すことができるものとしつつ、承認がされた時から10年を経過したときは、審査機関は、取消しをすることができないが、承認を受けた者が承認の時点において①の事実を知っていたときはこの限りではないものとするを提案していた。

しかし、改めて検討すると、前記補足説明12のとおり、法務大臣が事前に要件審査を行っていることからすると、上記①のような場合に職権取消しを許すことは、法務大臣の判断誤りのリスクを承認を受けた者に負わせ、承認を受けた者の法務大臣の処分への信頼を事後的に覆すことになりかねず、必ずしも公正ではないと考えられる。

そこで、承認を受けた者が偽りその他不正の手段により承認を受けたことが判明した場合に限って、その承認を職権により取り消すことができるものとするとともに、不正の手段により承認を受けた者が国庫に帰属させた土地を国の負担で管理を継続する必要はなく、そのような者を保護する必要もないことから、職権取消しの期間制限の規律は設けないこととした。

なお、この規律は、承認の要件を満たしていなかったことが事後的に判明した場合に承認の効果を遡及的に失わせる取消しについてのものであり、国庫帰属の承認後、管理費用が納付されるまでの間に本文3のいずれかに該当する事情が発生した場合（例えば、天災により平地に崖が生じたような場合）に、法務大臣が承認を事後的に撤回することまで制限する趣旨ではない。

(2) 本文10の②及び③は、本制度により国庫に帰属した土地が国有財産法の普通財産として管理・処分等がされることとなることに鑑み、部会資料48の第1の12(2)で提案していた内容を国有財産法の普通財産の処分の規定を参考にして正確に書き下したものであり、その実質的内容に変更はない。

また、（注6）については、職権取消しの主体を法務大臣とすることを明示したが、

その内容については、部会資料48の第1の(注6)と同じである。

(参考)

○ 国有財産法（昭和23年法律第73号）

第三節 普通財産

（処分等）

第20条 普通財産は、第二十一条から第三十一条までの規定により貸し付け、管理を委託し、交換し、売り払い、譲与し、信託し、又は私権を設定することができる。

2 普通財産は、法律で特別の定めをした場合に限り、出資の目的とすることができる。

14 法務大臣の権限の委任について（本文11）

本制度においては、法務大臣が土地所有権の国庫への帰属についての承認を行う権限を与えられ、その審査のために必要な事実の調査をすることとなるが、2で述べたとおり、実務においては、法務局又は地方法務局においてこの業務を行うことを想定している。そこで、本文11においては、法務大臣の権限は、政令で定めるところにより、その全部又は一部を法務局又は地方法務局の長に委任することができることとしている。